

第4章

幼稚園等・小学校・中学校への支援

校内における支援体制

キーワード 校長のリーダーシップ 特別支援教育コーディネーター

平成 19 年 4 月に文部科学省より出された「特別支援教育の推進について」において、特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」と明記されています。

各学校における特別支援教育を行うための**体制の整備及び必要な取組**として、以下の 6 点を挙げています。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

また、校内体制の整備を行うだけでなく、組織として十分に機能するようにするために、特別支援教育実施の責任者としての**校長のリーダーシップ**は欠かせません。

特別支援教育コーディネーターや学級担任だけでなく、**学校全体で取り組む**ことが大切です。

文部科学省が実施した調査結果において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、実態把握など特別支援教育推進のための校内体制は、ほぼ整っているといえます。

今後、更なる体制の充実につなげるためには、上記の 6 点に加えて、以下のような取組も大切です。

- (7) 教員以外のスタッフの活用
(特別支援教育支援員、スクールカウンセラー等)
- (8) 保護者との連携の推進
- (9) 専門家・専門機関との連携の推進
- (10) 進学等における適切な情報の引継ぎ

特に、子供の進学に当たっては、個別の教育支援計画を活用し、在学中に支援してきた内容等を引き継ぐことで、進学先でも円滑な支援が受けられます。そのためには、保護者へ丁寧に説明し、連携していくことも大切です。

◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つ Q & A (第 1 版) より (青森県総合学校教育センター)

Q33 ケース会議を開くことになりました。何を準備すればよいですか？



* コラム * 管理職の役割の大切さ

「本校では、なかなか全校体制での特別支援教育の実践ができない」、「どこまで対応していけばいいかわからない」、「保護者の希望が多すぎてどうすればいいかわからない」等、一部の教職員が一生懸命対応策を講じているが、なかなか結果が出ない声を多く聞いてきました。そのほとんどは管理職が積極的に関わってくれない、校内体制を整えてくれないとの心の声を訴えているようでした。

ある小学校の校長先生は、全く特別支援教育の知識がないため、飛び込みのような形で地域の特別支援学校の校長に助けを求め、即日訪問し指導状況を見学しながら休みなく質問を続け、満足した形で学校に戻っていきました。その年はその小学校から様々な形の相談を受けることになりました。ただ校長が異動すると・・・。

ある高等学校では、管理職が中心となり市町村や地域の小中学校との連携を強め、地域全体で生徒を育てていこうとする体制づくりを進めていました。

このように特別支援教育の経験がない管理職でも、校内の教職員の関係性を円滑にしたり、保護者や校外の専門機関との連携を推進したりすることで特別支援学級の担任を支援し、校内体制を整えていくことは可能です。校内に特別支援教育のベテランの先生がいる場合でも、管理職として教職員の話に耳を傾け、ともに特別支援学級の運営や校内体制について考えるという姿勢が、教職員にとっては大きな支えになります。管理職の特別支援教育に対する取組への意識や方向性により、学校全体の雰囲気は左右されます。管理職の積極的な姿勢により安心感が学校全体に広まり、幼児児童生徒や保護者、地域での学校の特別支援教育への取組に対する信頼が高まっていくことを願っています。
(エリアアドバイザー)



参考資料

- ・ 冊子「青森県の先生の「困った」を「よかった」に変える支援ヒント集【改訂版】」を活用した校内研修モデルの開発

(令和3年3月 青森県総合学校教育センター)



- ・ インクル「COMPASS」ガイド

(令和3年2月 国立特別支援教育総合研究所)



- ・ 特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援するために学校全体で取り組む校内支援体制の充実を目指して

(平成29年3月 青森県教育委員会)



- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン (平成29年3月 文部科学省)



個別の教育支援計画

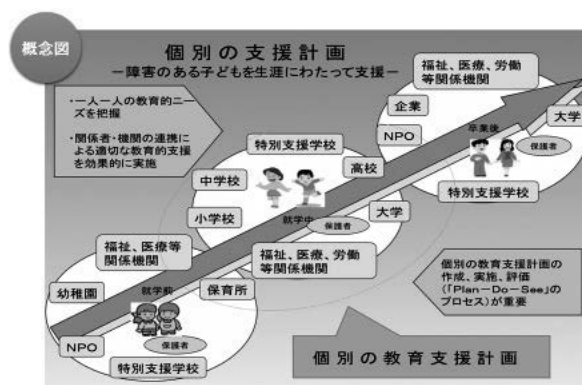
キーワード

保護者の参画 関係機関との連携 引継ぎ

個別の教育支援計画は、学校教育法施行規則において、特別支援学校、小・中学校特別支援学級に在籍する幼児児童生徒及び小・中学校等で通級による指導を受けている児童生徒に対して作成しなければならないものとして定められているものです。

小学校学習指導要領解説 総則編には、「平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、**教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促す**ため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。」とあります。

特別な支援を必要とする児童生徒等に対して提供されている「**合理的配慮**」の内容については、「個別の教育支援計画」に明記し、**引き継ぐことが重要**です。



<個別の教育支援計画のポイント>

作成に当たって、以下のような4つのポイントが挙げられます。

(1) 保護者の参画

保護者を重要な支援者と位置付け、保護者の意見を十分に踏まえます。また、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図ります。

(2) 関係機関との連携

関係機関相互の専門性と支援の内容を確認し、役割を明確にします。

(3) 具体的な支援内容の設定と評価

関係機関での支援内容の変更等を把握し、支援目標、内容、方法、合理的配慮等の修正も含めて一貫した支援を提供できるようにします。

(4) 個別の指導計画への反映

総合的な計画としての個別の教育支援計画を踏まえ、指導の具体化を図るための個別の指導計画を作成します。

「青森県教育支援ファイルの手引き 改訂版」より



相談にのってみよう

ケース06 個別の教育支援計画を作成したいのですが、保護者がなかなか同意してくれません。どのように、説明したら良いでしょうか。

特別な教育的ニーズのある子供が、自立し、社会参加していくためには、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みを含め、関係機関等の密接な連携・協力の下に、多様でありながら、一貫した支援が必要です。

保護者の理解が得られるよう、個別の教育支援計画の作成のメリットや具体的な活用方法等について丁寧に説明することが大切です。



参考資料

- ・ **青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版**
(平成 30 年 3 月 青森県教育委員会)



- ・ **特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために** (平成 31 年 2 月 青森県教育委員会)



- ・ **小学校学習指導要（平成 29 年告示）解説「総則編」**
(平成 29 年 7 月 文部科学省)



- ・ **発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン** (平成 29 年 3 月 文部科学省)



- ・ **障害者基本計画** (平成 14 年 12 月 内閣府)
※現在は、第 4 次計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)



個別の指導計画

キーワード

一人一人に応じた目標と内容 教員の共通理解

小学校学習指導要領解説総則編には、「個別の指導計画は、個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など**一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法**を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。」とあります。（中学校、高等学校学習指導要領についても同様に記載）

また、学習指導要領では、各教科等の解説においても障害のある幼児児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。

各学級による留意点は以下のとおりです。

<通常の学級の場合>

各教科等の指導について具体的な計画の作成に**努める必要**があります。

<通級による指導>

通級による指導について、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間や担当教師間の連携を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

<特別支援学級>

特別支援学級における各教科等の指導では、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成することとなります。

特に、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、**一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要**です。

<作成のポイント>

個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、2つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、**共通理解を図る**ことが必要です。

個別の指導計画は、**全教員の共通理解の下**、幼児児童生徒一人一人に応じた指導を一層進めるためのものです。また、学級担任が一人で作成するのではなく、目標や指導方法等を**校内委員会で検討**するとともに、特別支援教育コーディネーターの助言を受けて作成することが必要です。作成後には、定期的に評価を行い、適宜、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行うことが重要です。

学校組織の中で担任する教員が孤立することのないよう、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進め、各計画についての理解や認識を深めることが重要になります。



相談にのってみよう

ケース07 初めて個別の指導計画を作成しましたが、指導目標や指導内容について不安があります。

個別の指導計画の作成については、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を参考にしましょう。

また、個別の教育支援計画の目標等を踏まえ、学級担任一人に任せきりにならないよう、特別支援教育コーディネーターと連携しながら幼児児童生徒に関わる教員が協力して検討・作成するようにアドバイスしましょう。



参考資料

- ・ **青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版**
(平成 30 年 3 月 青森県教育委員会)



- ・ **特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編**
(平成 30 年 3 月 文部科学省)



* コラム * 幼稚園等に通う障害のある幼児などへの指導

幼稚園や幼保連携型認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）においては、障害のある園児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育及び保育を行うこととなっています。

幼稚園等において障害のある幼児などを指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、発達を全体的に促していくことが大切です。

幼稚園等においても小・中学校等と同様に、園長のリーダーシップの下、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な園運営に努める必要があるとされています。

また、幼稚園教育要領等では、障害のある園児などの指導に当たっては、個別の教育及び保育支援計画、個別の指導計画を作成し、活用に努めることとされています。

◆ 関連項目 ◆



- ◆ 時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ & A（第1版）より（青森県総合学校教育センター）

Q23 個別の指導計画は、複数の教員で作成したほうがよいと思いますが、なかなか時間の確保が難しいです…。（他 Q24～29 も関連）



通常の学級への支援

キーワード

学級経営

分かりやすい授業

行動の記録

通常の学級には、学習上又は行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等が**6.5%程度の割合で在籍**していることが明らかになっています(平成24年文部科学省調査)。

通常の学級の担任・教科担任についても、特別支援教育に関する研修の積極的な受講により、発達障害も含めた様々な**障害に関する知識を深める**とともに、児童生徒等の**つまずきや困難な状況等の背景を正しく把握**できるようになることで、**適切な指導や必要な支援**につなげていく力を身に付けることが期待されています。

また、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等のつまずきや困難な状況を早期に発見するため、児童生徒等が示す様々なサインに気付くことや、その**サインを見逃さない**ことが大切です。

行動面で気付きやすいものから、学習面で気付きやすいものなど様々ありますが、気になる子供については、**行動の記録を蓄積**することで、背景を探る手がかりとなります。

行動の記録は、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」、あるいは「上手くいっているときはどんな時か」を観察することから始まります。

通常の学級において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに、①**温かい学級経営**及び②**分かりやすい授業**を行うことが前提となります。

① 温かい学級経営で大切なこと

- ・ 障害への偏見や差別を解消する教育を推進することを通して、児童生徒等が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むように工夫する。
- ・ 教員自身が、支援に必要な児童生徒等への**関わり方の見本**を示しながら、周囲の児童生徒等の理解を促していく。

② 分かりやすい授業

特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することで、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等だけでなく、全ての児童生徒等にとって有効です。

言葉だけを使うよりも、次のような授業スタイルが全ての児童生徒等に有効です。

- ・ 授業のねらいと内容を明確にした上で、めあてや学習の流れ等を板書やその他の方法で視覚化する。
- ・ 授業の開始、終了時刻を事前に伝える。
- ・ 発表のルールを明示するなど、話し方や聴き方を提示する。
- ・ 教室内の座席配置や環境を工夫する。

小・中学校等の「学習指導要領解説」における各教科等の解説では、学習活動を行う場合に生じる**10の困難さについて記載**されています。



相談にのってみよう

ケース08 授業中の行動がとても気になる子供がいますが、障害の診断はどこでできますか。

障害の診断を行うことができるのは、医師のみですので、該当する病院での診察が必要となります。ただし、通院するかどうかは、保護者や本人が判断することとなります。また、障害の診断を受けることについては、心理的負担が大きいいため、学校等での様子のみから、安易に「障害がある」などと決めつけたり、保護者へ話したりするなどの言動には特に注意が必要です。

まずは、学校の様子を保護者と一緒に共有することから始めましょう。

また、教員が支援するヒントを得る目的で青森県総合学校教育センターが作成した「気づきのためのチェックリスト」を活用して、子供の実態把握し、支援を検討することも有効です。



参考資料

- ・ 青森県の先生の困ったをよかったに変える支援ヒント集【改訂版】（令和2年3月 県総合学校教育センター）



- ・ 生徒指導リーフ「発達障害と生徒指導～自尊感情への配慮～」（令和2年6月 国立教育政策研究所）



- ・ 気づきのためのチェックリスト（青森県総合学校教育センター）



- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 第3部学校用（P.33～）（平成29年3月 文部科学省）



◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A（第1版）より

Q17 教室の整理、机の配置等、子供が集中しやすい環境の作り方が分かりません。コツが知りたいです。（他、Q19～22も関連しています。）



通級による指導

キーワード

通常の学級との連携 自立活動 個別の指導

<通級による指導>

学校教育法施行規則第 140 条に基づく、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育形態のことです。

通級による指導は、特別の教育課程として**授業に加えて**、あるいは**一部の授業に替える形**で、障害による学習面や生活面の困難を克服するための指導を受けることができます。

小学校及び中学校の児童生徒については、在籍している学校で受ける場合（自校通級、巡回指導）と他校で受ける場合（他校通級）があります。高等学校については、本県の場合、通級による指導を行っている高等学校に在籍している生徒のみ受けることができます（自校通級）。

<対象となる障害の種類>

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱者及び身体虚弱

※知的障害について**対象とならない**ことに留意が必要です。

（「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）文部科学省平成 25 年 10 月」）

小・中学校の児童生徒が通級による指導を受けるためには、**各市町村教育委員会**において、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認められる必要があります。

高等学校の生徒については、**保護者及び生徒本人が希望**し、校内委員会において通級による指導を受けることが適当であると**認められた場合**に受けることができます。

通級による指導の時間は、小・中学校の児童生徒の場合、年間 35 単位時間から、280 単位時間（週 1 時間～ 8 時間）までを標準とし、学習障害、注意欠陥多動性障害に該当する児童生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間（月 1 時間～週 8 時間）までが標準となります。高等学校の場合は、1 単位から 3 単位となります。

指導については、特別支援学校の**自立活動の内容を参考**とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこととされています。また、指導に当たっては、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要**となります。

通級による指導を受けている子供は、大部分の授業を通常の学級で受けていることから、通級指導教室での学習内容や様子等を**学級担任と通級担当**で日常的に情報交換しながら指導に当たることが大切です。



相談にのってみよう

ケース09 通級による指導で、子供の苦手な教科や遅れがちな教科の内容を指導してもよいですか。

通級による指導は、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取扱いながら行うこともできるとされていますが、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とならないように注意しなければなりません。



参考資料

- ・ **初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド**
(令和2年3月 文部科学省)



- ・ **障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A**
(改訂第3版) (文部科学省編著 海文堂出版)

青森県内で通級による指導を受けることのできる学校

(令和3年度通級指導教室設置校)

市町村	<小学校>		<中学校>	
青森市	浪打小学校	長島小学校	浦町中学校	浪打中学校
弘前市	大成小学校	岩木小学校	東中学校	津軽中学校
	福村小学校			
八戸市	城下小学校	湊小学校	第二中学校	第三中学校
	根岸小学校			
五所川原市	中央小学校			
つがる市	向陽小学校			
黒石市	黒石小学校			
平川市	金田小学校			
十和田市	三本木小学校		三本木中学校	
三沢市	上久保小学校		第一中学校	
むつ市	第二田名部小学校			
平内町	小湊小学校			
外ヶ浜町	蟹田小学校			
野辺地町	若葉小学校		野辺地中学校	
七戸町	七戸小学校			
東北町			東北中学校	
三戸町	三戸小学校		三戸中学校	
五戸町	五戸小学校			
階上町	赤保内小学校			
<高等学校>				
県立北斗高等学校		県立八戸中央高等学校		県立尾上総合高等学校

特別支援学級

キーワード

特別な教育課程 自立活動 個に応じた配慮

<特別支援学級の対象>

特別支援学級の対象となる子供の障害の種類は、「知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害、自閉症のうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情等を総合的に判断し、各市町村教育委員会が特別支援学級において教育を受けることが適当であると決定した者」を対象としています。

※障害の種類及び具体的な程度については、「障害のある子供の就学事務について」(平成26年3月青森県教育委員会)参照。

<特別支援学級の教育課程>

特別支援学級の教育課程の編成に当たっては、学習指導要領において、以下の2点が定められています。

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、**自立活動を取り入れること。**
- (2) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程を編成すること。**

特に、**知的障害特別支援学校の各教科に替える**場合、「特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様に第1章総則第1の1の目標を達成するために、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱う」ことが前提となっていることを踏まえる必要があります。その上で、「なぜ、その規定を参考にするとということを選択した」のか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

学習指導要領解説より抜粋

コラム 巡回相談員を継続して活用した事例

A 小学校の特別支援学級に在籍する児童について、これまで3年間継続して同じ巡回相談員が相談に対応してきました。児童が4年生の後半に差し掛かった頃、以下のような内容の相談依頼がありました。

- ① 読み書きの困難さへの効果的な指導や支援について
- ② 数年後に訪れる高校受験について

これらの相談について、相談員から以下のような助言をもらいました。

【読み書きの困難さについて】

- ・五十音の聴覚法を用いた五十音の熟達課題について、「五十音の暗唱」→「ひらがな五十音の書き取り」→「カタカナ五十音の書き取り」→「特殊音節課題」→「絵を見て話す」といった順番で課題を行うことが有効と考えられます。また、日常的な配慮として、教員がねらいを明確にもち、「内容を理解させる課題」と「読み書きの困難さを改善するための課題」を分けて考えることが大切です。

【高校受験について】

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用しながら、校内委員会等で見直し・改善を図り、それをしっかりと次の学校（A 小学校においては B 中学校）へ引き継ぐことが大切です。（個別の教育支援計画に合理的配慮がしっかりと書かれていることが重要です。）
- ・受験を考えている高校への早めの相談が必要です。受験時の配慮及び入学後の配慮について、中学校の校長先生が高校の校長先生に早めに確認することを勧めます。

巡回相談員との話し合いには、校長、教頭も同席し、特別支援学級の担任とともに助言内容を共有しました。

巡回相談員は、継続した対応によって児童の成長と困難さを把握でき、発達の段階やその時の児童の状態に合ったアドバイスをすることができました。A 小学校にとっても、同じ巡回相談員に訪問していただくことで、定期的に児童の変容や学校の取組の成果と課題を確認し、評価していただけたというよさがありました。

A 小学校では、巡回相談員のアドバイスを全教職員で共有し、児童の日々成長する姿を大切にしながら支援にあたることができました。（教育事務所指導主事）



参考資料

- ・ **聴覚障害教育の手引 言語に関する指導の充実を目指して**
（令和2年3月 文部科学省）



- ・ **知的障害特別支援学級担任のための授業作りサポートキット すけっと**（令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所）



- ・ **インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック**
（令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所）



授業における配慮

キーワード

分かりやすい授業 学級全体への支援

特別支援教育では、子供の学習上の困難さを取り除くために、個別のアプローチが実践・研究され、その効果が実証されてきました。困難のある子供たちに行う手立てを、最初から学級で行えば、子供にとって、**分かりやすい授業**になります。

通常の学級における基本的な支援は、発達障害等の子供のほか、他の子供への支援にもなり、学級全体の学習効果が上がることにつながります。（「通常の学級への支援」40ページ参照）

<配慮や支援の例>

(1) 指示の内容を確実に伝えましょう。

明瞭に、短く、分かりやすく話すことが大切です。

「大切なところ
ノートしてください。」

- 大切なところ？
- ノートする？



「ノートと鉛筆を机の中から出してください。」

「黒板の赤いチョークで書いた部分を書き写してください。」

「数え棒を出してください。」

- いくつ？ ●どこに？
- そしてどうするの？



「数え棒を机の上に5本出してください。」

「出した人は両手をひざの上においてください。」

肯定的な言い方で話すことが大切です。

「廊下を走らない。」



「廊下は歩く。」

(2) 学習に対する意欲を高めるために見通しをもたせましょう。

次の活動を示すこと、授業の見通しをもてるようにすることが大切です。

- ・時間割や一日の活動の流れを表示した予定表やスケジュールボードを見えるところに掲げましょう。
- ・1時間の学習の流れを示しましょう。

(算数の授業例)

- ①1分計算 ②教科書〇〇ページ ③ドリル ④読書など



相談にのってみよう

ケース10 各教科における具体的な配慮とはどのようなものがありますか。

小・中学校等の各教科の学習指導要領解説には、それぞれ学習活動を行う場合に生じる困難さの例と配慮内容が記載されています。

まずは、各教科において、どんな困難な場面があるのか、把握をしましょう。

(中学校教科の例)

教科	困難な場面	具体的な配慮内容
国語	比較的長い文章を書くなど、定量の文字を書くことが困難な場合	文字を書く負担を軽減するため、手書きだけでなく ICT 機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。
社会	地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合	読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。
数学	空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合	空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
理科	実験の手順や方法を理解することが困難である場合	見通しがもてるよう実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。
外国語	英単語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合	語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。



参考資料

- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒を理解・支援するために
【第2集】～学習のつまずきや行動の困難さを理解し支援をするために～
(平成17年3月 青森県教育委員会)



- ・授業のUD(ユニバーサルデザイン)の視点を取り入れた授業づくりについて (平成29年3月 県総合学校教育センター)



自立活動の指導

キーワード

特別な教育課程 個別の指導計画の作成

<自立活動>

障害のある児童生徒等は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒等の人間として調和のとれた育成を目指しています。

特別支援学級に在籍する児童生徒についても同様に、教育課程に取り入れることとなります。

自立活動における目標（学習指導要領解説 自立活動編 P.48、49）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、6区分 27 項目にまとめられています。

また、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の子供の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために**必要な項目を選定して取り扱う**こととなります。よって、子供一人一人に**個別の指導計画を作成**し、それに基づいて指導を行う必要があります。

<目標設定及び指導内容>

学習指導要領（及び解説）に記載されている内容を全て取り扱わなければならない訳ではないことに注意が必要です。

具体的な指導内容は、以下の流れで設定することができます。

（手順の一例）

- ① 個々の児童生徒等の実態を的確に把握する。
- ② 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- ③ 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- ④ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 2 の内容（6 区分 27 項目）から、個々の児童生徒等の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- ⑤ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。



相談にのってみよう

ケース11 自立活動の指導内容を設定する際に気を付けるべきことはありますか。

自立活動の指導は、子供が自己の理解を深め、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す学習です。

指導内容を設定する際には、「主体的に取り組む内容」「改善・克服の意欲を喚起する内容」「発達の進んでいる側面を更に伸ばすような内容」「自ら環境と関わり合う内容」「自ら環境を整える内容」「自己選択・自己決定を促す内容」「自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような内容」に配慮しながら設定することが大切です。



参考資料

- ・ 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編
(平成 30 年 3 月 文部科学省)



- ・ 自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう
(令和 2 年 5 月 国立特別支援教育総合研究所)



◆ 関連項目 ◆

	<p>◆ 時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つ Q & A (第 1 版) より (青森県総合学校教育センター)</p> <p>Q10 自立活動の指導目標は、どうやって決めればよいのですか？ (Q11～16 も関連)</p>	
--	---	--

進路に関する相談

キーワード 早い段階からの相談 合理的配慮の申請 適切な引継ぎ

障害のある生徒が、将来の進路を**主体的に選択**することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。

<特別支援学校の受検に当たって>

特別支援学校への進学を希望する場合、高等学校の教育課程や学習内容等が異なる部分も多いため、保護者及び本人が進学後の生活や学習のイメージをもてるよう、**学校見学**や**授業体験**などを重ねることが大切です。特別支援学校では、学校公開や授業体験会などを6月～10月に開催しています。

また、受検の前に「**入学相談**」をする必要があります。保護者及び本人と一緒に見学に行くことで、学校の雰囲気や授業内容等について共有することができます。

学校公開等については、各特別支援学校ホームページに掲載しています。また、入学相談や学校見学については、随時受け付けていますので、進学を考えている特別支援学校へ直接電話で申し込む必要があります。

<高等学校の受検に当たって>

県立高等学校への進学を希望する場合、入試の際に配慮が必要な場合は、主に以下の手続きが必要となります。(各年度の入学者選抜要項に手続き方法が載っています。)

- ① 校長から直接、受検先の県立高等学校へ事前に入試における配慮が必要であることの旨を連絡する。
- ② 「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断書など「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付して提出する。
- ③ 申請した配慮への対応の可否について、申請した高等学校より後日連絡がある。

入試に対する配慮については、中学校在学中に日常の授業や定期試験等でどのような配慮がされてきたかという積み重ね(実績)が大切になります。

試験等における配慮を考える際には、「配慮することでその生徒の力が発揮される」だけでなく、出題意図や他の生徒との公平性が保たれる必要があります。

各種検定等においては、合理的配慮の申請が可能であり、その内容が予め公表されていますので、参考にしたり、特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育巡回相談員制度を活用して助言を得たりしながら、合理的配慮について検討することが大切です。

<入学が決定した後は…>

高等学校(特別支援学校高等部)へ入学後、生徒の環境は大きく変わります。新しい環境で、スムーズな学校生活を送るためには、進学先へ中学校での**支援内容等を適切に引き継ぐ**ことが大切です。そのためにも、個別の教育支援計画を作成する際には、予め進学先への引継ぎや活用方法などについて**保護者へ伝えておく**ことが大切です。



相談にのってみよう

ケース12 担任している生徒が県立高等学校への進学を希望しています。入試の際の合理的配慮をお願いするには、誰に相談すればよいですか。

高校入試に関する合理的配慮の申請については、その年に出される「青森県立高等学校入学者選抜要項」に従って必要な手続きを行うこととなります。

最初に、在籍している中学校長から受検を希望する高等学校長へ相談することとなるため、入学者選抜要項に手続きが書かれていることを学級担任等と一緒に確認した上で、まずは管理職に相談しましょう。



参考資料

- ・ 青森県立高等学校入学者選抜要項
- ・ 青森県立特別支援学校入学者選抜要項

- ・ 特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために（平成30年2月青森県教育委員会）



* コラム * 難聴特別支援学級担任からの進路相談

初めて難聴特別支援学級を担当した先生から相談を受けた事例です。担任が保護者と面談を行った際、保護者の悩みは大きく二つあり、一つは学習支援について、もう一つは進路についてでした。担任の先生は、保護者の不安を払拭することができずとも悩んでいる様子でした。

相談を受けた巡回相談員は、事前に保護者のニーズについて確認する機会を設け、デジタル補聴援助システムの基本的な使用方法について資料を整えました。また、学校生活の様子や学習場面での困り感について情報を得た上で相談に臨みました。

1回目の相談では、特別支援学級及び交流学級での授業を参観するとともに、担任には箱形補聴器を渡し、聞こえ方の体験も行いました。その上で、基本操作とともに、実際の操作等に生じる困りや活用場面について共通理解しながら、必要な手立てについて話し合うなど、実演を交えながら確認することができました。

学習場面については、聞き取ってから内容を書くという流れが苦手であることが分かりました。そこで、練習を重ねることが必要だということ共通理解しました。同様に、デジタル補聴援助システムを使用する各教科担任、学年教職員等に正しい使用方法を伝え、共通理解を図るよう勧めました。また、志望校が決定した後は、本人が高校側へデジタル補聴援助システムについての使用方法を説明できるよう、準備をしておく必要があることを伝えました。具体的には、面接練習に加え、受検当日は、面接官にデジタル補聴援助システムを渡し使用してもらうための練習を行うことを本人と確認するよう伝えました。進学に伴う書類の書き方についても、必要に応じて説明しました。

2回目の相談時には、保護者が悩んでいたことに対して根拠をもって回答することができ、具体的な支援方法を相談しながら少しずつ信頼を得られるようになったと報告してくれました。

（教育事務所指導主事）

保護者との連携

キーワード

情報共有

信頼関係

心情理解

障害のある幼児児童生徒に限らず、保護者の理解や協力はとても大切です。特に障害等の特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒にとって、円滑に学校生活を送るためには欠かせません。

教育上特別の支援が必要な児童等に、保護者と**信頼関係**を築き、協働で支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。

通常の学級の担任は、学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることに気付いた場合、**保護者との情報共有を行うことが重要**です。

保護者は、児童等の困難さやつまずきへの気付き方や障害に対する理解・考え方が一人一人異なりますので、**保護者の思いや考え方を**考慮する必要があります。

その上で、教育上特別の支援を必要とする児童等の学校での状況や、取組、変更等を丁寧に、**誠意をもって伝えて**いきます。

そして、児童等の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、**学校と家庭が同じ目標で取り組める**ようにしていきます。

目標や支援内容を伝える際は、特別支援教育コーディネーターと事前に相談、確認することが大切です。

<連携のポイント>

学校生活において、行動面・学習面などについて気になる子供の様子をどのように保護者に伝えたら良いか悩む教員は多いと思われます。保護者と連携する際、大切にしたい点は、以下の4点です。

- (1) 保護者と向き合うこと
- (2) 障害のある（又は困難さがある）幼児児童生徒の親である保護者の心情理解に努めること
- (3) 価値観、家庭の実際に置かれている立場を理解し考慮すること
- (4) 教師、保護者の立場を十分に考えた付き合い方をすること

子供は、学校と家庭での様子が異なることもあります。ですから、学校と家庭での様子について情報交換し、把握に努めることが大切です。また、保護者や本人が**障害を受容**するには、一人一人個人差があり、多くの時間を要したり多くの葛藤を行き来したりします。特に、本人や保護者が困っていないのにも関わらず**安易に障害名**を口に出したり、病院等への受診を勧めたりすることなどは**不信感**につながることもありますが、病院への受診については、話題になることもあります。本人や保護者のニーズに合わせて、慎重に行うことが大切です。

* コラム * 保護者との関わりで大切にしていること

聾学校での聴覚障害のある子供への教育相談は、生後早い段階から開始することが多いです。聞こえに何らかの問題があるかどうかを調べるための「新生児聴覚スクリーニング検査」が概ね生後1週間以内に産院で実施され、聞こえに問題がないか、さらに精密検査が必要かについて判断されます。精密検査が必要になった場合、詳しい検査ができる病院を紹介され、受診することになります。そして、その病院で聴覚障害の確定診断が出ると、病院から聾学校の教育相談を紹介され、聾学校での教育相談が始まります。

初めて教育相談に来る保護者は、一様に不安な表情でやってきます。生まれてすぐ我が子は耳が聞こえていないかもしれないと言われ、不安を抱えたままの育児、病院受診となり、不安を解消する機会がほとんどないのが現状です。そのため、聾学校の教育相談ではまずは保護者が抱えている不安に寄り添い、丁寧に説明をしていくことから始めています。教育相談は大体60分前後で行いますが、初回相談では時間に余裕をもって90分前後を予定します。赤ちゃんをあやしながら「今日はママと来たのね」と話しかけたり、保護者には「ミルクはたくさん飲んでる？」などと聞いたりして、雑談のように話していきます。そうすることで、保護者は我が子への接し方や聴覚障害について少しずつ分かってきます。すると、最初は口数が少なかった保護者も少しずつ話し始めてくれます。保護者の中には、「ただただ不安で、何を聞いたらよいか分からなかった」「こんなことを聞いてもよいのか分からず質問できなかった」「この子の将来がどうなるのか、不安だった」などと話す方もいました。相談担当者には、聴覚障害に関する基本的な知識はもちろん必要ですが、まずは、育児や将来に不安を抱えている保護者の立場に寄り添うことが大切です。それまでの辛かった思いに耳を傾け、いつでも相談してもよいと思ってもらうことから相談は始まります。初回相談が終わり、帰るときに「来て良かった」と言って、すっきりした表情で帰ることができるよう、これからも保護者の思いに寄り添った相談を心がけていきたいです。

(特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

- ・ 障害のある子供の教育支援の手引き (令和3年6月 文部科学省)



- ・ 生徒指導提要 (平成22年3月 文部科学省)



- ・ 障害のある子どもの教育相談マニュアル

(平成29年 国立特別支援教育総合研究所 ジアース教育新社)

◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A(第1版)より(青森県総合学校教育センター)

Q29 個別の指導計画の評価を保護者にどのように説明すればよいのでしょうか？



コラム 医療的ケア

医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で**日常的に継続して行われる、医行為**を指します。病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれません。

主なものとしては、喀痰吸引や経管栄養、導尿、インスリン注射などがあります。

主な医療的ケア



喀痰吸引



経管栄養



インスリン注射

医療的ケアの実施者は、主に、医師、看護師、介護福祉士、医療的ケア児本人、保護者、認定を受けた教職員などですが、医師以外が実施するには以下のように、様々な要件があります。

- ・看護師・・・医師の指示の下、行うことができます。主治医からの「指示書」による指示によりケアを行います。
 - ・介護福祉士・・・一定の研修を修了し、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。
 - ・教職員・・・法律に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、県知事に認定を受けた場合、医師の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。
- ※学校において、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行う場合は、県知事の登録を受ける必要があります。

小学校等においては、**学校に配置された看護師等**が医療的ケアを行い、教職員はそれをバックアップすることとなります。教職員は、学校において行う教育的意義や必要な衛生環境について理解するとともに、日常的に医療的ケア児の健康状態の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行い、緊急時にはあらかじめ定められた役割分担に基づき対応するなどのバックアップが重要です。

また、教職員は、看護師の管理下において、医療的ケア以外の支援（衣服の着脱の手伝いや、姿勢保持等の補助など）は可能であり、教職員と看護師等が連携して支援に当たることが大切です。

令和3年6月に制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、**保護者の付添いなく学校へ通学**できるように支援することが責務となりました。



参考資料

・小学校等における医療的ケア実施支援資料

（令和3年6月 文部科学省）